

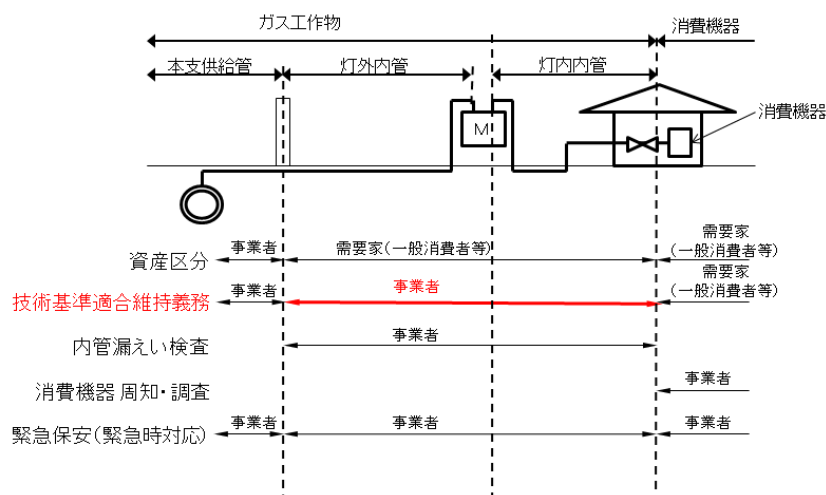
内管における技術基準適合維持義務【論点 1】

1. 現状

内管（敷地内からガス栓までの導管）は需要家の資産であるが、技術基準適合維持義務はガス事業者に課せられており、資産区分と当該義務が一致していない状況となっている。

内管における技術基準適合維持義務を資産区分と一致させる観点から、当該義務をガス事業者から需要家（大口需要家・小口需要家）に移管することが適切か、当該義務の移管に伴う保安水準への影響、移管することへの需要家の理解も踏まえつつ、検討する必要があるのではないかと考えられる。

＜参考 1＞ガス事業法における資産区分と保安責任区分について



2. 目指すべき方向性

現行法では、内管の漏えいを放置するなど、技術上の基準に適合していない場合、改善命令の発出先がガス事業者であり、改善の意思決定者（費用の負担者）である内管の所有者と一致していないため、仮にこの命令が発出されるとガス事業者が内管の所有者に命令内容の実施を依頼することとなるが、所有者側が改善に応じない場合があり得る。これに対し、内管の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させると、需要家の自己責任意識が醸成され、内管に係る保安の向上が考えられる。また、他エネルギー（LPガス、電力）との整合の観点から、内管の資産区分と技術基準適合維持義務が一致していることが望ましいと考えられる。

腐食劣化対策管の状況や、需要家における内管の所有意識の醸成状況等を踏まえた上で、内管の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させることを目指すべきであるとされる。

3. 検討事項

(1) 大口需要家

内管の資産区分と技術基準適合維持義務を原則として一致させる観点から、大口ガス事業については当該義務をガス事業者から大口需要家に移管することが適切ではないか。

大口需要家における内管の所有意識は定量化されていないものの、事故発生状況^(※)などの保安管理状況について特段の問題は発生していないことを踏まえると、技術基準適合維持義務を大口需要家に移管しても特段支障は生じないのではないか。

※ 平成 21 年から平成 24 年までの 4 年間において、大口需要家先のガス事故は 8 件（うち、内管 0 件、消費機器 8 件）。

他方、仮に技術基準適合維持義務を大口需要家に移管した場合、現行のガス事業法を機械的に当てはめると、大口需要家等に保安規程の届出といった手続き等が生じることが考えられる^(※)。仮に、当該義務を大口需要家に移管する場合には、大口需要家への影響等を踏まえた上で行うべきであり、また、例えば保安業務の委託や資格制度の創設、経過措置を設けるなどの方法を考える必要はないか。

※ 手続き等の詳細は<参考 2>を参照。

なお、大口供給の概念を創設した平成 6 年のガス事業法改正時は、年間ガス契約料 200 万 m³以上が大口とされていたが、徐々に引き下げられ、現在では 10 万 m³以上と定義されている。今般ガスシステム改革において、大口に係る規定の削除が検討されている中で、改めて適切な大口需要家の定義について、保安の観点から検討する必要があるのではないか。また、今後定義の見直しを行う際には、技術の進展や需要家における内管の所有意識の醸成状況、事故リスク等の保安管理体制にも留意する必要があるのではないか。

(2) 小口需要家

他方、小口需要家については、内管の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させるか否かについて、①から③までの要素を考慮した上で検討すべきではないか。

①小口需要家における内管所有意識の状況

平成 24 年度に行った当省の調査において、ガス管のうち敷地内や建物内にあるものは需要家の所有物であることを知っている者は、28.4% (n=1,000) であった。このような認識の状況の中で、内管における技術基準適合維持義務を資産区分と一致させる観点から、当該義務をガス事業者から需要家に移管することについて、需要家の納得が得られるか否か。

②内管の事故の発生状況と腐食劣化対策管（白ガス管等）の状況

内管における経年劣化（腐食）による事故は、平成 16 年から平成 25 年の過去

10年間で108件（うち人身事故13件）発生し、このうち73%が白ガス管による事故となっている。

また、都市ガスにおける白ガス管、黒ガス管、アスファルトジュート巻管などの腐食劣化対策管（土壌環境や塗覆装の経年劣化等によって腐食の進行が進むなど、腐食劣化対策が必要なもの）は、現在ポリエチレン管に取替えが進められているところであるが、平成15年3月末の残存数は、約490万本（個人宅を含む。）、平成25年3月末の残存数は、約324万本（個人宅を含む。）となっており、年間約17万本のペースで削減されている。腐食劣化対策管によるリスクがある中で、技術基準適合維持義務をガス事業者から需要家に移管することについて、需要家の納得が得られるか否か。

③ガス事業者から需要家に義務を移管した場合に生じる手続き等

内管における技術基準適合維持義務を小口需要家に移管した場合、(a)小口需要家、(b)行政機関において、現行のガス事業法等における規定を機械的に当てはめると、大口と同様に、保安規程の届出などの手続き等が生じると考えられる^(※)。

※ 手続き等の詳細は<参考2>を参照。

その場合、仮に需要家が内管の漏えいを放置し、技術基準に適合していない場合、現行のガス事業法に照らし合わせると、経済産業大臣は内管の修理等の命令及び処分を小口需要家に対して発出することとなり、応じない場合には、小口需要家が罰則の適用を受けることとなる。

①のとおり、敷地内や建物内にあるガス管を自己の所有物であるという意識が小口需要家に浸透していない中で、経済産業大臣による命令先を、ガス事業者から小口需要家に移管すること等について、小口需要家の納得が得られるか否か。

仮に、今回の見直しにより、内管の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させることが適当でないとした場合、小口需要家については、需要家が内管を所有していることを適切に認識し、小口需要家に対する内管の責任意識の醸成を図ること等により、腐食劣化対策管の残存数をよりいっそう減少させていくことが重要である。このため、国及びガス業界は需要家の内管に係る所有意識の向上を図るとともに、腐食劣化対策管の取替え促進に向けた取組を引き続き行っていくべきではないか。また、腐食劣化対策管の状況や内管所有意識の状況等を踏まえた上で、ガス安全高度化計画の見直し時期（2020年頃）又は将来におけるガスシステム改革に係る検討の際などに、見直しを行うことが適当ではないか。

<参考2> 技術基準適合維持義務を需要家に移管した場合に生じる手続き等

(a) 需要家に生じる手続き等

- ・ 内管における技術基準適合維持義務（ガス事業法第28条第1項）
例）腐食を防止するための適切な措置（技省令第47条）、内管の漏えい検査（技省令第51条）等
- ・ 保安規程を定め、経済産業大臣に届出（ガス事業法第30条第1項）
例）保安のための巡視、点検及び調査 緊急保安業務 等
- ・ ガス主任技術者の選任（ガス事業法第31条第1項）

(b) 行政機関に生じる手続き等

- ・ 経済産業大臣は、技術基準に適合していない場合、内管の修理等の命令及び処分を需要家に対して発出（ガス事業法第28条第2項）
- ・ 上記命令及び処分に違反した需要家に対して、100万円以下の罰金（ガス事業法第58条第7項）
- ・ 届出がなされた保安規程が、保安を確保するうえで十分ではない場合、経済産業大臣が保安規程の変更命令を需要家に発出（ガス事業法第30条第3項）
- ・ 上記変更命令に違反した需要家に対して、30万円以下の罰金（ガス事業法第59条第3項）

※一般ガス事業の利用者数は約2,900万件（平成26年3月末現在）